

諸外国の温泉法制度について

温泉の再検査について——ドイツ、韓国、中華民国における法制度との比較——

06/10/6 村田彰

I はじめに

(1) 日本温泉法

同 13 条 (温泉の利用の許可) 「1 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 〔省略〕

3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第 1 項の許可をしないことができる。

4 〔省略〕。

同 27 条 (許可の取消し) 「1 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第 13 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

一 公衆衛生上必要があると認めるとき。

二 〔省略〕

三 第 13 条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。」

同 31 条 (立入検査) 「1 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工場の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉を工業用に利用する施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 〔省略〕

同 37 条 [罰則] 「次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

六 第 24 条第 1 項又は第 31 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者」

(2) 『鉱泉分析法指針』平成 14 年 3 月 (環境省自然環境局)

鉱泉または療養泉の再検査に関する説明なし

(3) 「平成 17 年度国民保養温泉地における温泉の利用に関する検討調査報告書」

継続要件① 温泉資源並びに温泉利用施設、温泉地の環境等の状況を調査して報告すること。調査の実施主体は指定地域所在の地方自治体とし、下記 i・ii・iii の調査をして 5 年分の記録をまとめ、都道府県を通じて報告すること。

iii 下記の項目に関しては、少なくとも10年毎に実施して記録すること。

1) 温泉の化学成分(利用源泉に関する温泉分析)。なお、5年毎の報告に際して直近の分析から10年を満たない場合は、直近の分析書を添付するものとする。

(4) 再検査に関する法的規制

日本において再検査に関する根拠規定なし。

II 外国の温泉法

1 ドイツ

(1) 参考文献 Deutscher Bäderverband e.V., Deutscher Bäderkalender, 1998

(2) 内容

『定義集』(Begriffsbestimmungen für Kurorte, Erholungsorte und Heilbrunnen, 10. Aufl., vom 16. 03. 91. herausgegeben vom Deutschen Bäderverband e.V. und vom Deutschen Fremdenverkehrsverband e.V., Bonn)

『定義集』において、Heilwasser(治療効果のある水、療養水)の分析 Heilwasseranalyse(療養水分析[源泉分析 Quellenanalyse または瓶詰水分析 Füllungsanalyse])に対する統一的な最低基準が定められており、この基準は10年ごとに実施されなければならないこととなっている。また、2年ごとに Kontrollanalyse がなされなければならない。この Kontrollanalyse により水の状態の重要な変更が予測されたり、源泉が変化した場合、Heilwasseranalyse(療養水分析)が新たになされなければならない。なお、療養水の製造工場の場合には、その許可の有効期間が5年であることから、5年ごとに Füllungsanalyse(瓶詰水分析)がなされなければならない。

分析方法については、たとえば、"Handbuch der Lebensmittelchemie, Bd. VIII, Teil 2(Untersuchung der Mineral- und Heilwässer)"において知ることができる。

参考資料1→ドイツ療養水分析

2 韓国

(1) 法令 韓国温泉法(2006年改正法律)(1981.03.02 制定、最終改正 2006.03.03、2006年7月1日施行)

(2) 内容

第19条(水質検査および成分検査)「1 温泉従事者(産業用又は暖房用として利用許可を受けた者を除く)は、行政自治部令が定めるところにより、1年ごとに市長・郡守が行う水質検査および成分検査を受けなければならない。

2 市長・郡守は、第1項の規定による水質検査および成分検査を第26条第1項の規定(「温泉従事者は、温泉の健全な発展および効率的な維持管理・温泉従事者の権益向上などのため、温泉協会(以下「協会」という)を設立できる。)」による温泉協会に委託できる。

3 第1項の規定により水質検査および成分検査を受けた者は、検査の結果および温泉の温度、禁忌症、浴場用又は飲用上の注意事項を、温泉利用施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 市長・郡守は、水質および成分検査の結果、温泉として利用するに不適合と認める場合は、3ヶ月以内に再検査を実施しなければならない、再検査の結果により温泉利用許可を

取消することができる。」

第31条(手数料)「第12条第1項・第14条第1項および第16条第1項の規定による許可又は第19条第1項の規定による水質検査若しくは成分検査を受けようとする者は、大統領令が定めるところにより、手数料を納付しなければならない。」

第34条(罰則)「次の各号のいずれかに該当する者は、300万ウォン以下の罰金に処する。」

1. [省略]
2. [省略]
3. 第19条第1項の規定に違反した者
4. [省略]

3 中華民国

(1) 法令 中華民国(台湾)温泉法(中華民国92[2003]年7月2日公布、中華民国94[2005]年7月1日施行)

(2) 内容

第19条 「1 温泉利用・提供事業或いは温泉使用事業では計量設備を設置し、季節ごとに使用量・温度・利用状況・その他必要事項を記載し、半年ごとに主管機関に報告し検査に備えなければならない。

2 前項の記録の書式及び半年ごとに主管機関に報告すべき期限については、中央政府の主管機関が定めることとする。」

第18条 「1 温泉を観光・レクリエーションの目的とした温泉使用事業では、温泉を中央の観光主管機関が認可した機関(機構)・団体の検査に通し合格し、直轄市・県(市)の観光主管機関に申請を行い温泉証明書の発給を受けた後に、営業することができるものとする。

2 前項の温泉使用事業では温泉証明書を明確に見える所に掛け、温泉の成分・温度・証明書の有効期限・禁忌・その他従うべき注意事項を表示しなければならない。

3 温泉証明書の申請の資格・条件・期限・廃止・取消・書式・使用・その他関連事項に関する規定については、中央政府の観光主管機関が各目的事業の中央政府の主管機関と協議し定めることとする。」

第27条「第19条第1項の規定に従わず計量設備を設置しなかった場合、主管機関より2千ニュー台湾ドル以上1万ニュー台湾ドル以下の罰金を課し、かつその都度重ねて処罰することができるものとする。」

温泉資料の申告作業に関する規定(中華民国94年(2005年)7月26日經濟部經水字第09404605410号令により制定)

第1条 本規定は温泉法第19条第2項の規定に基づき定めるものである。

第2条 1 温泉利用・提供事業或いは個人は四半期ごとに温泉資料申告表(附表1)に記入し、第一四半期及び第二四半期の温泉資料申告表については当年の7月15日までに主管機関に申告しなければならないものとし、第三四半期及び第四四半期の温泉資料申告表については翌年の1月15日までに申告しなければならないものとする。

2 前項の四半期では、毎年1月から3月を第一四半期、4月から6月を第二四半期、7月から9月を第三四半期、10月から12月を第四四半期とする。

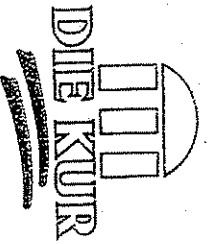
第3条 直轄市・県（市）の主管機関は温泉資料申告書の記載内容について人員を派遣し、実地での抽出検査を実施し、温泉資料申告書抽出検査報告書（付表2）を作成しなければならない。

第4条 本規定は公布された日より施行される。

参考資料2→温泉資料申告表

III おわりに

- 1 ドイツ、韓国、台湾の3国において、温泉の再検査に関する法的規制あり。
- 2 韓国、台湾において罰則規定あり（ドイツは未調査。なお、ドイツでは、連邦が州のために大綱的立法に関する規定（GG § 75）中に水管理が含まれていたが、2006年8月28日の憲法改正による連邦制改革によって、GG § 75は廃止され、水の管理は、「競合的立法権」の対象とされた、その結果、水の管理に関する規制は、狩猟制度、自然保護・景観保全、土地の分配、国土計画、教育機関の入学許可・修了等の分野とともに、州法の制定により連邦の法規制から離脱することが一定の条件の下、州に認められることになった（GG § 72）。したがって、今後、水の管理に関する規制は州ごとに異なるようになるのかもしれない）。
- 3 韓国、台湾において検査の結果を掲示（ドイツは未調査）。
- 4 日本温泉法において、温泉の定義がなされ（温泉法2条1項）、成分等の掲示（温泉法14条）が義務づけられている以上、3国におけると同様に再検査を行うべきである。そうして、再検査した内容を掲示するように努めるべきである（説明義務。なお、この説明義務は、民法上、温泉客と温泉旅館との間の宿泊契約、入浴客と温泉施設経営者との間の温泉施設利用契約などからも、温泉旅館・温泉施設経営者側に生じるように思われる）。
- 5 韓国、台湾におけると同様、行政指導（例、改善命令）・罰則規定を定めるべきである。



Deutscher Bäderverband e.V.

Deutscher Bäderkalender

Heilwasseranalyse

angeführt durch das Institut Fresenius, Traunstein

Bezeichnung der Probe

"Soleprudel",
in Bad Homburg v. d. H.

Datum der Probenahme

21. Januar 1994

Neben genauen Bezeichnungen von Quelle und Probenahmestelle ist auch die Lage exakt anzugeben, um die Ergebnisse früheren oder späteren Vergleichsanalysen zuordnen zu können. Das Probenahmedatum erlaubt gegebenenfalls das Erkennen von jahreszeitlichen oder längerfristigen Schwankungen im Vergleich mit den übrigen vorliegenden Analysen.

Die genaue Beschreibung der geologischen Verhältnisse sowie von Ausbau, Verrohrung und Nutzungsumgebungen sind zur Interpretation der Heilwasserogenese, aber auch zur Erkennung möglicher ausbaubedingter Probleme, erforderlich.

Allgemeine Messungen

Wassertemperatur an der Entnahmestelle

15,0 °C

Lufttemperatur z. Z. der Probenahme

4,0 °C

pH-Wert bei der Probenahme, elektrometrisch gemessen (15,0 °C)

6,0

Elektrische Leitfähigkeit bei der Probenahme (15,0 °C)

21.350 µS/cm

Elektrische Leitfähigkeit bei 25 °C

26.820 µS/cm

Redoxspannung bei der Probenahme (Pt/Ag/AgCl-Elektrode)

+10 mV

Sauerstoffgehalt

< 0,2 mg/l

Dichte bei 20 °C, pyknometrisch bestimmt

1,0120 g/cm³

Radon (Messung mit dem Fontaktoskop) zum Zeitpunkt der Probenahme

7,4 Bq/l
(= 0,20 nCi/l)

Hauptbestandteile und Ionenbilanz	Massen- konzentration mg/l	Äquivalent- konzentration mmol/l	Äq ant
Kationen			
Lithium (Li)	5,7	0,8214	0,
Natrium (Na)	5.535	240,8	75,
Kalium (K)	230	5,882	1,
Ammonium (NH ₄)	9,5	0,5266	0
Magnesium (Mg)	225,0	18,51	5
Calcium (Ca)	1,055	52,64	16
Strontium (Sr)	19,6	0,4474	0
Barium (Ba)	1,2	0,0175	0
Mangan (Mn)	2,0	0,0728	0
Eisen (Fe)	15,0	0,5372	0
Summe	7.098	320,2	30

Anionen	Massen- konzentration mg/l	Äquivalent- konzentration mmol/l	Äq ant
Fluorid (F)	0,38	0,0200	1
Chlorid (Cl)	10.500	290,5	91
Bromid (Br)	6,8	0,0851	1
Iodid (I)	0,06	0,0005	1
Sulfat (SO ₄)	18,0	0,3748	1
Hydrogenphosphat (HPO ₄)	0,27	0,0056	1
Hydrogencarbonat (HCO ₃)	1,780	29,17	1
Summe	12.105	320,1	0

Kieselsäure als H ₂ SiO ₃	17,0	0,218	
Borsäure als HBO ₂	2,9		
als H ₃ BO ₃	4,1	0,066	
Summe der gelösten Mineralstoffe:	19.220		
Gelöstes Kohlenstoffdioxid (CO ₂)	1.650		
Abdampfrückstand, bei 180 °C	18.870		
Abdampfrückstand, bei 105 °C			

Spurenelemente	ermittelter Wert	zulässiger Grenzwert*
Arsen (As)	0,046 mg/l	0,05
Cadmium (Cd)	<0,0005 mg/l	0,005
Chrom (Cr)	<0,002 mg/l	0,05
Quecksilber (Hg)	<0,0001 mg/l	0,001
Nickel (Ni)	<0,002 mg/l	0,05
Blei (Pb)	<0,002 mg/l	0,01
Antimon (Sb)	<0,001 mg/l	0,01
Selen (Se)	1,2 mg/l	1,0
Barium (Ba)	<0,002 mg/l	-
Cobalt (Co)	2,2 mg/l	-
Kupfer (Cu)	<0,002 mg/l	-
Molybdän (Mo)	<0,0005 mg/l	-
Silber (Ag)	<0,002 mg/l	-
Vanadium (V)	0,053 mg/l	-
Zink (Zn)	<0,001 mg/l	-
Zinn (Sn)	<0,001 mg/l	-

* Gemäß der "Heilwasser-Überwachungs-Richtlinie" (entspricht Anl. 1 zu § 2 der Mineral- und Tafelwasser-Verordnung)

Gehalt an organischen Substanzen

Gelöst organisch gebundener Kohlenstoff (als C) 0,4 mg/l
 Phenol-Index (als Phenol) <0,005 mg/l
 Polycyclische aromatische Kohlenwasserstoffe <0,0001 mg/l
 Polyflockige chlorierte Lösemittel und Trihalogenmethane (gem. Trinkwasser-Verordnung) sind nicht nachweisbar.

Mikrobiologische Untersuchungen

Koloniezahl in je 1 ml
 Nähragar bei 20 °C nach 44 ± 4 Std. 0
 Nähragar bei 37 °C nach 20 ± 4 Std. 0

Nachweis spezieller Keimarten
 Escherichia coli in 250 ml negativ
 coliforme Bakterien in 250 ml negativ
 Filikistrepptococci in 250 ml negativ
 Pseudomonas aeruginosa in 250 ml negativ
 Sulfitreduzierende sporenbildende Anaerobier (Clostridien) in 50 ml negativ

Das Wasser vom Solenprudel in Bad Homburg v.d.H. weist eine einwandfreie mikrobiologisch Beschaffenheit auf und entspricht auch den Anforderungen des § 4 Abs. 1 und 2 der "Mineral und Tafelwasser-Verordnung".
 Die Quelle führt freie Gase mit sich. Neben dem Hauptbestandteil Kohlenstoffdioxid (97, Vol. %) werden noch geringe Mengen von Stickstoff (2,6 Vol. %) und Spuren von Sauerstoff (0, Vol. %) ermittelt.

< 参考資料 2 >

温泉資料の申告作業に関する規定

中華民國 94 年（訳注：2005 年）7 月 26 日經濟部經水字第 09404605410 号令により制定

第一條 本規定は温泉法第十九條第二項の規定に基づき定めるものである。

第二條 温泉利用・提供事業或いは個人は四半期ごとに温泉資料申告表（附表 1）に記入し、第一四半期及び第二四半期の温泉資料申告表については当年の 7 月 15 日までに主管機関に申告しなければならないものとし、第三四半期及び第四四半期の温泉資料申告表については翌年の 1 月 15 日までに申告しなければならないものとする。

前項の四半期では、毎年 1 月から 3 月を第一四半期、4 月から 6 月を第二四半期、7 月から 9 月を第三四半期、10 月から 12 月を第四四半期とする。

第三條 直轄市・県（市）の主管機関は温泉資料申告表の記載内容について人員を派遣し実地での抽出検査を実施し、温泉資料申告表抽出検査報告書（附表 2）を作成しなければならない。

第四條 本規定は公布された日より施行される。

【付表1】 温泉利用・提供事業或いは個人

温泉資料申告表

申告する 組織	或いは団体・法人の 名称		身分証番号或いは機関の ビジネスコードナンバー								住所（所在地）	電話番号
申請者												
温泉の権利 及び許認可の 年限	<input type="checkbox"/> 温泉の水権 <input type="checkbox"/> 温泉鉱業権		温泉の水権（或いは鉱業権）の許認可番号 中華民國 年 月 日から 年 月 日まで									
温泉湧出地点/ 温泉孔の位置	座標		井戸の 深度(m)	県・市	郷（鎮・市・区）	地域番号	土地の所有者					
	X	Y										
温泉湧出地点 号												
温泉孔 号												
温泉の泉質	<input type="checkbox"/> TDS: <input type="checkbox"/> HCO ₃ : <input type="checkbox"/> SO ₄ : <input type="checkbox"/> Cl: <input type="checkbox"/> Fe: <input type="checkbox"/> Total sulfide: <input type="checkbox"/> pH: <input type="checkbox"/> CO ₂ : (冷泉は分析を要する)											
引く温泉の泉 温 (°C)	温泉湧出地点 号:					温泉 号井・孔:						
地質概況												
使用場所												
温泉の水権の 使用方法及び 引水工事の 概要	<input type="checkbox"/> 自然流方式による引水 <input type="checkbox"/> 機械動力による引水 <input type="checkbox"/> その他:											
	吸い上げ ポンプ 設備	台数	型式	進水管の径	出水管の径	全揚程	動力	最大吸い 上げ量				
		台		mm	mm	m	馬力	m ³ /s				

温泉資料申告表（前項の続き）

引水地点	座標： 地点の説明：											
計量設備及び装置の地点												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
毎月の温泉使用日数（日）												
毎日の温泉使用時間（時間）												
毎日の利用水量（m ³ ）の記録 （中華民国 年 月）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
毎日の利用水量（m ³ ）の記録 （中華民国 年 月）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
毎日の利用水量（m ³ ）の記録 （中華民国 年 月）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

温泉資料申告表（前項の続き）

毎日の利用水量 (m ³) の記録 (中華民国 ____年____月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
毎日の利用水量 (m ³) の記録 (中華民国 ____年____月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
毎日の利用水量 (m ³) の記録 (中華民国 ____年____月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
その他記載すべき事項												
申告日	中華民国 年 月 日 (年・月・日のすべてを記載し、記入漏れのないようにして下さい)											

敬具

(主管機関の名称)

申告する組織：

申告者：

署名・捺印

【付表 2】 温泉利用・提供事業或いは個人

温泉資料申告表抽出検査報告書

温泉湧出地点/ 温泉孔の位置	座標	井戸の 深度 (m)	県・市	郷(鎮・市・区)	地域番号	土地の所有者		
温泉湧出地点 号								
温泉孔 号								
使用場所								
権利者	氏名(或いは機関・ 団体・法人の名称)		身分証番号或いは機関の ビジネスコードナンバー			住所(所在地)	電話番号	
温泉の権利 及び許認可の 年限	<input type="checkbox"/> 温泉の水権 <input type="checkbox"/> 温泉鉱業権		温泉の水権(或いは鉱業権)の許認可番号 中華民國 年 月 日から 年 月 日まで					
温泉の泉質	<input type="checkbox"/> TDS: <input type="checkbox"/> HCO ₃ : <input type="checkbox"/> SO ₄ : <input type="checkbox"/> Cl: <input type="checkbox"/> Fe: <input type="checkbox"/> Total sulfide: <input type="checkbox"/> pH: <input type="checkbox"/> CO ₂ : (冷泉は分析を要する)			温泉の泉温(°C)		引水 地点	°C	
					供給側 出口	°C		
温泉の水権の 使用方法及び 引水工事の 概要	<input type="checkbox"/> 自然流方式による引水 <input type="checkbox"/> 機械動力による引水 <input type="checkbox"/> その他:							
	吸い上げ ポンプ 設備	台数	型式	進水管の径	出水管の径	全揚程	動力	最大吸い 上げ量
		台		mm	mm	m	馬力	m ³ /s
認められている 一日あたりの温 泉最大使用量			(m ³)	実際の一日常たりの温泉最 大使用量		(m ³)		
検査結果			検査日		中華民國 年 月 日			

検査機関:

検査者:

